

中東知的財産ニュースレター Vol. 62

◆ 目次

1. 主要トピック

UAE

- ・ 首長国の複製権管理団体（ERRA）が UAE で発足

サウジアラビア

- ・ SAIP が 2021 年度の統計報告書を発行
- ・ サウジアラビアの知的財産分野における NGO および「非営利」団体の設立
- ・ CPA がインスタグラム経由の商取引に関して消費者に警告

パキスタン

- ・ パキスタンが WIPO との SLA に署名

バーレーン

- ・ 産業商務観光省が Mall.bh を通じた国別ドメインネーム（.bh）の予約業務を許可

中東全域

- ・ 米国 USTR が知的財産の保護とエンフォースメントに関する 2021 年版スペシャル 301 条報告書を公表

2. 他のトピック

UAE

- ・ マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に基づき最初に登録された UAE の商標は「Investopia」
- ・ 2022 年の第 1 四半期にドバイ税関が処理した知的財産紛争の係争額は 2,400 万ディルハム相当
- ・ 新たな知的財産法施行規則は UAE の法に基づく特許制度を補完
- ・ 2022 年第 1 四半期に経済省が発行した知的創作物の保護証明書は 24% 増

サウジアラビア

- ・ サウジアラビア企業が砂漠での野菜栽培に特化した温室を開発
- ・ 2021 年度の知的財産エンフォースメントに関する年次報告書

バーレーン

- ・国家歳入局（NBR）がタバコ製品の課税に「デジタル印紙」を導入

イスラエル

- ・イスラエル特許庁は 2022 年 7 月以降、PCT-SAFE を用いた国際電子出願の受理を停止する予定

トルコ

- ・トルコ特許商標庁は出願人が WIPO の DAS を利用して国際出願・国内出願を行うことを承認する体制に

モロッコ

- ・モロッコがハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入

エジプト

- ・外国の製造施設および商標所有企業の登録義務

マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）

- ・国際登録簿のデジタル認証、記載事項の写しおよび抄本
- ・WIPO 国際事務局からの通知の受領に用いられる E メールアドレスの指定に関する要件

◆ ニュース

1. 主要トピック

UAE

- ・首長国の複製権管理団体（ERRA）が UAE で発足¹

新たな歴史的な一歩が刻まれた。その一歩は、UAE が個人/団体の知的財産権の保護に徹底的に取り組んでいるという重要なメッセージを発信するものであった。UAE は、「首長国複製権管理協会」（Emirates Reprographic Rights Management Association ; ERRA）の正式な立ち上げを目の当たりにすることとなったのである。同協会は、UAE では初の著作権保護専門団体である。

¹ <https://www.wam.ae/en/details/1395303027144>

同協会の設立を記念して、2022年3月6日にシャルジャ市の「知恵の館」(House of Wisdom; ササン朝ペルシア時代の古語で「図書館」を意味する; HoW) で特別な式典が催され、国際出版連合(IPA)の会長でERRAの名誉会長を務めるBodour Al Qasimi、経済大臣のAbdulla Bin Touq Al Marr、文化・青年大臣のNoura bint Mohammed Al Kaabi、コミュニティ開発大臣のHessa Bint Essa Buhumaidを初めとして、出版部門の様々な団体を体表する要人たちが出席した。

協会の2つの主要目標

- ▶ UAE全土の経済省、教育省、UAE国家メディア理事会(NMC)、統計センター等の関係行政機関と連携して、学校、大学、コピー・印刷センターならびに公立図書館による印刷物およびデジタル著作物の再利用を監視する。
- ▶ 出版業者、著作者その他の創造活動に従事する人々の知的財産を保護する法令および法律の推進・指導・実施のための枠組みを提供する。

UAEは、連邦内のすべての団体/個人にとって魅力的なビジネス環境を維持するため、より良い知財慣行、法律および規則を確実に実現しようと全力で取り組んでいる。

サウジアラビア

・SAIPが2021年度の統計報告書を発行^{2,3}

サウジアラビア知的財産総局(Saudi Authority for Intellectual Property: SAIP)は、知的財産情報に関する2021年版の統計報告書の発行を発表した。この報告書には、知的財産の各分野に関して、それぞれの分野の出願件数や発行された文書の数などの統計が示されている。

報告書には、2021年度に当局に提出された出願の件数を前年度と比較して計算された増加率が示されている。統計によれば、それぞれの分野において以下のような進歩が見受けられる。

| 分野 | 増加率 |
|----------|-----|
| 特許出願 | 11% |
| 商標登録出願 | 26% |
| 意匠出願 | 48% |
| 著作物の任意登録 | 57% |

² <https://www.saip.gov.sa/news/1254>

³ [Annual Report 2021 - Final 4 \(saip.gov.sa\)](#) [Annual Report 2021 - Final 4 \(saip.gov.sa\)](#)

上記の分野における出願・登録件数の増加とは別に、植物品種の登録申請も4件見受けられた。

また、SAIPは今回の機会をとらえて、集積回路の回路配置の保護を認める文書2通が発行されたことにも言及している。これらの文書が発行されたのは、サウジアラビア史上で初めてのことである。

・サウジアラビアの知的財産分野における NGO および「非営利」団体の設立⁴

知的財産保護協会「Hamaya」（知的財産の分野で当局の監督機関により設立が承認された最初の民間団体）に関する最初の事前会合が SAIP において開催された。

この会合に当たって SAIP は各界から利害関係者を招集した。これら利害関係者はボランティアとして参加した一般市民、民間セクターの企業、地域代表、関係団体および個人で、知的財産、イノベーション、発明の分野における「非営利の」民間団体の設立に貢献することを目指している。

知財分野において前述のコミュニティを設立する目的は以下のようなものである。

1. 当局の活動に支援と援助を提供する第三セクターの活性化。
2. 知的財産権保護の推進。
3. 社会にとっての知的財産の重要性に関する啓発活動。
4. 知的財産・発明・イノベーションに関わる非営利セクターの成長を支援し、非営利セクターが持続可能な社会サービスを提供することを可能にする。これら非営利セクターの寄与により、地域住民のボランティア活動への参加が促進され、それら住民が経験を重ねて各人の生活と環境に対するプラスの影響を生み出し、適切な就業機会を活用するための能力向上につながる実践的なスキルが提供されることになる。
5. 技術サービスの提供に加えて、人々の創造性を刺激するため、知的財産とその重要性に関する地域啓発活動における行政の役割の強化に貢献する。

⁴ <https://www.saip.gov.sa/news/1028>

・CPAがInstagram経由の商取引に関して消費者に警告⁵

消費者保護協会（Consumer Protection Association；CPA）は、以下の目的のために活動しているサウジアラビアの団体である。消費者の利益を保護する；消費者の権利を保障・保護する；官民団体に対して消費者の代表として行為する；あらゆる種類の粗悪品、模倣品、詐欺、欺罔、変造、不当価格に対する消費者保護；消費者の意識向上と消費の合理化を推進する。

オンライン詐欺の件数が増加している現状を受けて、CPAは最近、すべての消費者に対し、Instagramを媒介とした商取引に関わらないよう警告し、警告の根拠となる理由をいくつか提示した。主要な理由の一つは、Instagramのアプリを通じて行われた商取引で詐欺にあったという消費者からの苦情がCPAに寄せられるケースが増えているということである。それら詐欺的な取引の対象となった品物は、婦人服、コンピュータゲーム、リチャージ可能なカード、インターネットカード等である。

Instagramはソーシャル・ネットワーク活動のためのウェブサイトであって商業目的に利用すべきではない、とCPAは名言している。

CPAの説明によれば、サウジアラビアの内外に存在する個人名義の銀行口座からInstagramのアカウントへの送金が絡んだ紛争が発生した場合、問題の取引は商事紛争というよりも個人間の紛争の色合いを帯びてくるという。そのせいで支払われた金銭の返金プロセスが複雑になってしまう。個人間の取引には、商取引に関する規則や規制が適用されなくなるからである。

Instagramでの商取引が推奨されない理由は他にもある。Instagramのアカウントは商業投資省が定めた電子商取引の要件に適合していないこと、電子決済が存在しないこと、商業登記や納税者番号が提示されないこと、取引や返品に関して明瞭な方針を示した書面が存在しないこと等である。

これは、Instagramのアカウントのほとんどが個人のアカウントであって、サウジアラビア国内で登録されている機関や企業に関連・関係していないからである。

消費者がインターネット上の店舗から商品を購入する際に念頭に置くべきこととして、CPAは以下のような対策を示し、消費者の注意を喚起している。

⁵ <https://www.consumersinternational.org/members/members/consumer-protection-association-saudi-arabia/>

* 商業登記の有効性を確認するため、商業投資省か CPA に問い合わせること。

* CPA はサウジアラビア国内のすべての消費者に向けて無料のオンライン店舗照会サービスを提供しており、同協会がモニターしている詐欺関連のデータに特定の店舗が記録されているかどうかを確認することができる。

今回の予防的な警告は、サウジアラビアがより良いビジネス慣行のためにより安全な商業活動を発展させ、市場競争を改善することを目指していることを物語っている。

パキスタン

・パキスタンが WIPO との SLA に署名⁶

パキスタン国籍の出願人による知的財産権の処理と行使に関する効率的かつ効果的な制度を作り出すため、パキスタンは 2022 年 3 月 7 日付で世界知的所有権機関 (WIPO) とのサービスレベル協定 (Service Level Agreement ; SLA) に署名した。

これは同国にとっても知的財産の出願を目指す者にとっても歓迎すべき動きである。同協定は、パキスタンの知的財産関連組織を通じて、出願の処理と審査の実効性向上と迅速化を行うことにより、出願人がより大きな便宜を享受するのに役立つからである。

国連その他の国際機関においてパキスタン政府の常駐代表を務める Khalil-ur-Rehman Hashmi 大使が、WIPO 局長の Daren Tang 氏とともに SLA の署名を行った。

バーレーン

・産業商務観光省が Mall.bh を通じた国別ドメインネーム (.bh) の予約業務を許可⁷

産業商務観光大臣は、電気通信規制局 (Telecommunication Regulatory Authority ; TRA) および産業商務観光省の協力を得て、「Mall.bh」⁸のサイトを通じた国別ドメインネーム (.bh) の予約サービスを許可した。同サービスの開始から 10 日の間に、100 件を超える国別ドメインネームの予約が成立したことは注目に値する。このサービスは、バーレーン王国内の電子商取引を支援するために同省が策定した国家 e コマース戦略構想の一つである。同サービスにより、国内の電子商取引業者は、バーレーン国内での顧客獲得を強化するため、自社の電子商取引プラットフォームの登録を促されることになるだろう。

⁶ <https://ipo.gov.pk/node/2275>

⁷ [news \(moic.gov.bh\)](https://news.moic.gov.bh)

⁸ [home - mall.bh](https://home-mall.bh)

・米国 USTR が知的財産の保護とエンフォースメントに関する 2021 年版スペシャル 301 条報告書を公表^{9,10}

米国通商代表部 (USTR) は 2022 年 4 月 27 日、2021 年版スペシャル 301 条報告書を公表した。この報告書は、米国の通商パートナー諸国の知的財産保護に関わる能力、状況対応力、実行力に関するものである。

中東の国々について同報告書に記載された重要な要素を以下に示しておく。

レバノン¹¹：自国における知的財産権保護の拡充を目指し、現在普及している世界水準に適合するとともに実効性を有する法および規則を制定しようとするレバノンの真摯な取組が評価された。これにより、知的財産権保護の水準に関して USTR が作成した監視国 (watch list) からレバノンは外されることとなった。

クウェート¹²：クウェートもまた、25 年という長い年月を経て上記の監視国から削除された。これは、クウェートにとって歓迎すべき動きである。

サウジアラビア¹³：知財詐欺および知的財産権侵害の脅威を効果的に抑制しようとする SAIP の取組が実を結んだ。サウジアラビアは遂に USTR の優先監視国 (priority watch list) から外れることになったからである。

⁹ <https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/IP/2022%20Special%20301%20Report.pdf?msclid=fa93eeb8cf6c11ec9ec9c35b32235d7e>

¹⁰ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/april/ustr-releases-2022-special-301-report-intellectual-property-protection-and-enforcement?msclid=54577102cf6d11ec9cfb416b79bdb6a1>

¹¹ <http://www.economy.gov.lb/en/news/minister-salam-announced-that-lebanon-had-been-removed-from-the-watch-list-related-to-the-level-of-protection-of-intellectual-property-rights>

¹² <https://www.moci.gov.kw/en/news/143/>

¹³ <https://www.arabnews.com/node/2073856/business-economy>

2. 他のトピック

UAE

・マドリッド協定議定書（マドリッド・プロトコル）に基づき最初に登録された UAE の商標は「Investopia」（2022 年 4 月 14 日）

<https://www.moec.gov.ae/en/-/investopia-becomes-the-uae-s-first-trademark-to-be-registered-under-the-madrid-protocol>
[Investopia](#)

・2022 年の第 1 四半期にドバイ税関が処理した知的財産紛争の係争額は 2,400 万ディルハム相当 (2022 年 4 月 26 日)

<https://gulfnews.com/uae/government/dubai-customs-settles-intellectual-property-disputes-worth-dh24-million-1.87451744>

・新たな知的財産法施行規則は UAE の法に基づく特許制度を補完 (2022 年 4 月 28 日)

<https://www.moec.gov.ae/en/-/new-executive-regulation-of-industrial-property-law-complements-uae-s-legislative-patent-system>

・2022 年第 1 四半期に経済省が発行した知的創作物の保護証明書は 24% 増 (2022 年 4 月 28 日)

<https://www.moec.gov.ae/en/-/24-%D9%86%D9%85%D9%88%D8%A7%D9%8B-%D9%81%D9%8A-%D8%B4%D9%87%D8%A7%D8%AF%D8%A7%D8%AA-%D8%AD%D9%85%D8%A7%D9%8A%D8%A9-%D8%A7%D9%84%D9%85%D8%B5%D9%86%D9%81%D8%A7%D8%AA-%D8%A7%D9%84%D9%81%D9%83%D8%B1%D9%8A%D8%A9-%D8%A7%D9%84%D8%AA%D9%8A-%D9%85%D9%86%D8%AD>

サウジアラビア

・サウジアラビア企業が砂漠での野菜栽培に特化した温室を開発 (2022 年 5 月 5 日)

<https://twitter.com/WIPO/status/1521957844043677698?cxt=HHwWhIC-IY6mip8qAAAA>

・2021 年度の知的財産エンフォースメントに関する年次報告書 (2022 年 5 月 11 日)

<https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2022-05/IP%20respect-En-1.pdf>

バーレーン

・国家歳入局 (NBR) がタバコ製品の課税に「デジタル印紙」を導入 (2022 年 4 月 12 日)

<https://www.bna.bh/en/NBRlaunchesDigitalStampsschemeforcigaretteproducts.aspx?cms=q8FmFJgiscL2fwlzON1%2bDn4ROYcIcn5DCjDrRL2D%2bAw%3d>

イスラエル

・イスラエル特許庁は 2022 年 7 月以降、PCT-SAFE を用いた国際電子出願の受理を停止する予定 (2022 年 5 月 5 日)

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/en/gdvol1/annexes/annexc/ax_c_il.pdf

トルコ

・トルコ特許商標庁は出願人が WIPO の DAS を利用して国際出願・国内出願を行うことを承認する体制に (2022 年 4 月 28 日)

https://www.wipo.int/das/en/participating_offices/details.jsp?id=12457

モロッコ

・モロッコがハーグ協定のジュネーブ改正協定に加入 (2022 年 5 月 11 日)

https://www.wipo.int/hague/en/news/2022/news_0020.html

エジプト

・外国の製造施設および商標所有企業の登録義務 (2022 年 4 月 18 日)

<https://www.goeic.gov.eg/en/news/default/view/id/795>

マドリッド協定議定書 (マドリッド・プロトコル)

・国際登録簿のデジタル認証、記載事項の写しおよび抄本 (2022 年 5 月 6 日)

https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2022/madrid_2022_18.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=572a8d83ec-EMAIL_CAMPAIGN_2022_05_06_08_11&utm_medium=email&utm_term=0_bcb3de19b4-572a8d83ec-256603417

・WIPO 国際事務局からの通知の受領に用いられる E メールアドレスの指定に関する要件 (2022 年 5 月 11 日)

https://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2022/madrid_2022_19.pdf?utm_source=WIPO+Newsletters&utm_campaign=33b7909499-EMAIL_CAMPAIGN_2022_05_11_08_16&utm_medium=email&utm_term=0_bcb3de19b4-33b7909499-256603417

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 62

[著者]

United Trademark & Patent Services [UTPS]



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年5月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りいたします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。